

# ぐんま子育て支援センター連絡会 会 則

## (名称)

第1条 連絡会は、ぐんま子育て支援センター連絡会(以下、「連絡会」と言う。)と称する。

## (事務所)

第2条 連絡会の事務所は、(社福)群馬県社会福祉協議会内に置く。

## (目的)

第3条 連絡会は、群馬県内の地域子育て支援拠点事業センター型・ひろば型及び独自で地域子育て支援事業を行う認可保育所(以下、「センター」という。)の運営に関する調査研究や相互の連絡調整及び職員の資質の向上を図ることにより、地域社会における児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 連絡会は次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流、情報交換に関する事。
- (2) センターの管理者・職員の資質向上を目的とする研修等の実施に関する事。
- (3) センターの運営に関する調査研究に関する事。
- (4) 地域における子育て支援に関する調査研究に関する事。
- (5) 子育て支援の関係団体・機関等との連絡及び調整に関する事。
- (6) その他連絡会の目的達成に関する事。

## (会員)

第5条 連絡会の会員は、群馬県内の地域子育て支援拠点事業センター型及び開設予定のセンター型、又は地域子育て支援拠点事業ひろば型や独自で地域子育て支援事業を行っている認可保育所で、連絡会の趣旨・目的に賛同するものとする。

## (会費)

第6条 連絡会の会費は、年間20,000円とする。

## (運営委員会)

第7条 連絡会の運営全般について責任を負うものとして運営委員会をおく。

2 運営委員会は県内各11広域市のセンターの代表者等により組織される。

(1) 運営委員会には以下の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名
会計	1名
運営委員	若干名
監事	1名

(2) 運営委員会の委員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(3) 委員長・副委員長・会計・監事は運営委員会の互選による。

(4) 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

(5) 委員長に事故ある場合には、副委員長が代行する。

3 運営委員会は、必要に応じて開催され、委員長がその議長となり、次の事項を審議、決定する。

- ( 1 ) 第 4 条についての企画・実施に関すること。
  - ( 2 ) 総会に付議すべきこと。
  - ( 3 ) その他、委員長が付議した事項。
- 4 運営委員会は、運営委員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の 3 分の 2 をもって決議する。

( 総会 )

第 8 条 総会は、毎年 1 回委員長が召集する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に総会を開くことができる。

- 2 総会は、会員の 3 分の 2 以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決する。
- 3 総会の審議・決定事項は次のとおりとする。
  - ( 1 ) 年間事業計画に関する事項。
  - ( 2 ) 予算・決算に関する事項。
  - ( 3 ) 会則の改正、変更に関する事項。
  - ( 4 ) その他運営委員会が付議した事項。
- 4 総会の議長は委員長があたる。

( 会計 )

第 9 条 連絡会の経費は次に掲げるものをもってこれにあてる。

- ( 1 ) 会費
- ( 2 ) その他の収入

( 会計年度 )

第 10 条 連絡会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

( その他必要事項 )

第 11 条 この会則に規定するもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は別にこれを定めることができる。

付則

この規定は、平成 21 年 7 月 2 日より施行する。

( 別表 )

- |  |
|--|
| 1 1 広域市 ( 以下はセンターの設置されている市町村のみ ) <ul style="list-style-type: none"><li>( 1 ) 前橋市</li><li>( 2 ) 高崎市</li><li>( 3 ) 桐生市・みどり市域 ( 桐生市・みどり市 )</li><li>( 4 ) 太田市域 ( 太田市、大泉町 )</li><li>( 5 ) 伊勢崎市域 ( 伊勢崎市、玉村町 )</li><li>( 6 ) 沼田市域 ( 沼田市、中之条町、昭和村、みなかみ町 )</li><li>( 7 ) 館林市域 ( 館林市、邑楽町 )</li><li>( 8 ) 渋川市域 ( 渋川市、榛東村、吉岡町 )</li><li>( 9 ) 藤岡市域 ( 藤岡市 )</li><li>( 10 ) 富岡市域 ( 富岡市、下仁田町 )</li><li>( 11 ) 安中市</li></ul> |
|--|